

委任状

(宛先) 秦野市長

※必ず委任者(頼む本人)が自筆で記入してください。

パソコン等で作成する場合も、住所、氏名、生年月日は委任者(頼む本人)が自筆で記入してください。

委任者(頼む本人)	記入日	年	月	日
住所	_____			
氏名	_____			
生年 明大 月日 昭平	年	月	日	電話 番号 ()

私は次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人(窓口に来る人)

住所	_____
氏名	_____

※委任する項目の数字に○印、必要事項にレ点を付けて、必要通数等を記入してください。

1 住民票の写し・住民票記載事項証明 () 通
 マイナンバーの記載必要 住民票コードの記載必要 本籍・筆頭者の記載必要 世帯主・続柄の記載必要
※ **〔 マイナンバー及び住民票コードが記載された住民票の写し等は委任者宛に郵送します。〕**
〔 また、マイナンバー入りの住民票の発行は、市役所のみでの扱いとなります。 〕

2 戸籍に関する証明 () 通※
 戸籍謄本(除籍・原戸籍含む) 戸籍抄本(除籍・原戸籍含む)
 相続等の手続きに必要なため
(_____ 年 _____ 月 _____ 日に死亡した _____ の出生から死亡までの戸籍)
 身分証明書 受理証明書(_____ 年 _____ 月 _____ 日届出の _____ 届)
 戸籍記載事項証明書(_____ 年 _____ 月 _____ 日届出の _____ 届)
 その他(_____)

3 戸籍の附票 () 通※
※戸籍に関する証明と戸籍の附票の場合は、本籍・筆頭者を記入し、委任者からみた関係に○をつけてください。

本籍	秦野市		
筆頭者		関係	本人・夫・妻・子・父母・孫・祖父母・その他(_____)

4 税務証明 () 通
 所得証明書 課税証明書 非課税証明書 その他(_____) 《 _____ 年度》
★上記1～4の証明を必要とする方の氏名を記入してください。
〔 必要とする方の氏名 〕

5 住民異動届
 住所変更(転入 ・ 転居 ・ 転出)
 世帯変更(世帯分離 ・ 世帯合併)

6 その他(上記項目にあてはまらない事項を委任する場合に記入してください。)
(_____)

【注意事項】

- ・窓口で、代理人の方の本人確認をいたします。必ず本人確認資料(免許証等)をお持ちください。
- ・戸籍に関する証明と戸籍の附票は、本籍地が秦野市である場合のみ交付できます。

委任状

記載例

(宛先) 秦野市長

※必ず委任者(頼む本人)が自筆で記入してください。

パソコン等で作成する場合も、住所、氏名、生年月日は委任者(頼む本人)が自筆で記入してください。

委任者(頼む本人)

記入日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所 秦野市桜町1-3-2

氏名 秦野 太郎

生年 明大
月日 昭(平) 〇〇年 〇〇月 〇〇日

電話
番号 0123 (45) 6789

私は次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人(窓口に来る人)

住所 秦野市桜町1-3-2

氏名 丹沢 花子

※委任する項目の数字に○印、必要事項にレ点を付けて、必要通数等を記入してください。

① 住民票の写し・住民票記載事項証明 (1) 通

マイナンバーの記載必要 住民票コードの記載必要 本籍・筆頭者の記載必要 世帯主・続柄の記載必要

※ (マイナンバー及び住民票コードが記載された住民票の写し等は委任者宛に郵送します。
また、マイナンバー入りの住民票の発行は、市役所のみでの扱いとなります。)

② 戸籍に関する証明 (1) 通※

戸籍謄本(除籍・原戸籍含む) 戸籍抄本(除籍・原戸籍含む)

相続等の手続きに必要なため

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日に死亡した 秦野 一郎 の出生から死亡までの戸籍

身分証明書 受理証明書(年 月 日届出の 届)

戸籍記載事項証明書(年 月 日届出の 届)

その他()

③ 戸籍の附票 (1) 通※

※戸籍に関する証明と戸籍の附票の場合は、本籍・筆頭者を記入し、委任者からみた関係に○をつけてください。

本籍	秦野市 秦野市桜町1丁目3番		
筆頭者	秦野 一郎	関係	本人・夫・妻(子)・父母・孫・祖父母・その他()

④ 税務証明 (1) 通

所得証明書 課税証明書 非課税証明書 その他() 《 R2 年度》

★上記1~4の証明を必要とする方の氏名を記入してください。

必要とする方の氏名 秦野 太郎

⑤ 住民異動届

住所変更(転入 ・ 転居 ・ 転出)

世帯変更(世帯分離 ・ 世帯合併)

⑥ その他(上記項目にあてはまらない事項を委任する場合に記入してください。)

【注意事項】

・窓口で、代理人の方の本人確認をいたします。必ず本人確認資料(免許証等)をお持ちください。

・戸籍に関する証明と戸籍の附票は、本籍地が秦野市である場合のみ交付できます。